

さいたま市立病院入院セットレンタル運営事業要求水準書

1 目的

本要求水準書は、さいたま市立病院（以下「当院」という。）において入院患者等の利用者（以下「利用者」という。）に対して、入院生活に必要となる病衣、タオル、紙オムツ及び日用品等の物品セット（以下「入院セット」という。）の貸出し及び提供を行う事業者（以下「事業者」という。）が本事業を実施するにあたり、当院が要求するサービスの水準を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業内容

事業者は当院の一部を有償で借り受け、受付場所及び物品保管場所等の運営に必要な整備等を行い、利用者との個別契約に基づき、入院セットを提供する事業を実施する。

(2) 事業期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（5年間：更新なし。）

(3) 実施場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(4) 貸付可能場所、面積及び使用用途

別紙2「物件調書」のとおり

(5) 契約形態

建物賃貸借契約

(6) 事業の対象

次の病床は、事業の対象に含めないものとする。

ア N I C U

イ G C U

3 業務実施日時

(1) 利用者との契約、入院セットの提供及び使用後の回収（以下「業務」という。）は、原則、以下の日を除く毎日とする。ただし、協議の上、利用者への利便性に支障がないと認められた場合はこの限りでない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(2) 業務時間は、9時00分から16時00分までを必須とすること。

(3) 長期に業務が実施されない年末年始等については、事前に当院と協議の上、対応を定めること。

4 入院セットの構成

(1) 以下に例示した物品単体での提供や複数物品の組み合わせにより、利用者が利用しやすい利便性の高い入院セット構成とすること。

(2) 例示した物品以外に提供可能な物品又はサービスがある場合は、併せて提案すること。

(3) 病衣及びタオル類の色、オムツ類及び日用品のメーカー及び型番については、当院と協議の上、決定すること。

項目	物品・サイズ等
病衣	<ul style="list-style-type: none"> ・パジャマまたは甚平（前開きに限る。） ・浴衣またはガウン ・マタニティウェア（前開き、ワンピースに限る。） <p>※サイズは必要なものを選択できること。 ※ベビー用は除く</p>
タオル類	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル ・フェイスタオル
オムツ類	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ式 ・テープ式 ・尿取りパッド <p>※サイズは必要なものを選択できること。</p>
日用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ボックスティッシュ ・歯ブラシ、歯磨き粉 ・コップ

5 利用料金

- (1) 提供する物品の利用料金は以下の表の金額を上限額とすること。
- (2) 複数の物品を組み合わせた入院セットの場合は、各物品の上限額の合計を上限額とすること。
- (3) 例示した物品以外の提供又はサービスを提案する場合は、1日または1回あたりの料金を設定し、その金額を加算した額を上限額として差し支えない。
- (4) 事業期間中は、原則、利用料金の変更は行わないこと。

項目	上限額（税抜）
病衣	350円／日
タオル類	250円／日
オムツ類	600円／日
日用品	300円／回又は日

6 事業者が実施する業務

- (1) 申込書等の用意
 - ア 入院セットの案内チラシ、申込書、その他必要な書類を事業者の負担で用意すること。
 - イ 申込書は英語を含む多言語対応とすること。
- (2) 申込及び契約
 - ア 利用者からの問い合わせ、申込及び契約（以下「申込等」という。）は、事業者が直接行うこと。
 - イ 申込等を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を院内に設置し、人員を配置すること。

- ウ 窓口の設置に必要となる什器及び機器類は、事業者の負担で用意すること。ただし、既設の什器類については、当院との協議の上、使用可能とする。
 - エ 窓口の営業日時は、3(1)及び(2)に規定する日時と同様とすること。
 - オ 時間外及び緊急入院時等の対応を定めること。
 - カ 入院途中での契約、解約及び変更に対応すること。
- (3) 在庫管理及び病棟への補充
- ア 事業運営に支障のない数量を在庫として保有し、適切な場所で管理すること。
 - イ 病棟配置場所の保管状況を定期的に確認し、不足分の補充を行うこと。
 - ウ 年末年始等の長期休みの際は、不足が生じないよう事前に補充を行うこと。
 - エ 物品の品質には十分配慮し、消耗、劣化及び汚損した場合は、適切に交換すること。
 - オ 既設の什器類については、当院との協議の上、使用可能とする。
- (4) 利用者への配布
- ア 利用者への各物品の配布は、原則、事業者が行うこと。
 - イ 配布は、利用者のベッドサイドまで行うこと。
 - ウ 感染対策等の特別な措置を講ずる必要がある場合は、当院の指示に従うこと。
 - エ 時間外及び緊急入院時等の対応を定めること。
- (5) 利用者情報の共有
- ア 入院セットの利用者を看護師等が容易に判別できるようにすること。
 - イ 入院途中での申込及び解約があった場合は、速やかに看護師等と情報共有し、アに反映すること。
- (6) 使用済み物品の回収
- ア 使用済みの病衣及びタオル（以下、「不潔リネン」という。）の利用者からの回収は、事業者が行うこと。
 - イ 回収方法は、利用者にわかりやすい方法とすること。
 - ウ 不潔リネンの回収は適切な頻度で行うこと。
 - エ 感染対策等の特別な措置を講ずる必要がある場合は、当院の指示に従うこと。
 - オ 回収後の不潔リネンの保管にあたっては、衛生上の配慮と感染対策を施すこと。
- (7) 料金の請求及び徴収
- ア 利用者にわかりやすく、利用しやすい方法とすること。
 - イ 請求及び徴収は、事業者が行うこと。
 - ウ 請求は、原則、退院後とするが、月ごとの請求も可とする。
- (8) 問い合わせへの対応
- ア 利用者及び病院職員等からの問い合わせや意見等に対応する窓口を設置すること。
 - イ 窓口への連絡先は、案内チラシ等にわかりやすく記載すること。
 - ウ 問い合わせや意見等には速やかに対応すること。
- (9) 当院職員との役割分担等
- ア 本事業の開始前に、当院職員への説明会を実施すること。
 - イ 当院職員との役割分担を明確にし、円滑に運営ができる業務フローとすること。
 - ウ 当院と事業者等の連絡体制を整えること。
 - エ インシデント等の緊急事態への体制を整え、迅速に対応すること。
 - オ 利用者及び職員の満足度確認に努め、サービスの向上を図ること。

7 事業者の責務

(1) 一般的注意事項

ア 事業を遂行するにあたって、当院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、接遇等の従業員教育及び物品の衛生管理等に十分配慮すること。

(2) 関係法令の遵守

ア 関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。

イ 不潔リネンの洗濯業務については、医療関連サービスマークの認定を受けている業者が行うこと。

(3) 機密の保持等

ア 事業の履行にあたり知り得た機密を第三者に開示し、または漏洩しないこと。

イ 事業の契約期間が終了した後についてもアと同様とすること。

ウ 事業により取得した個人情報を適切に管理すること。

エ 事業の履行に必要な業務従事者に対して、上記、アからウを遵守させるために必要な教育及び措置を講ずること。

オ 情報資産の漏洩、紛失、盗難等の事故が生じた場合または生じた可能性があることを知ったときは、速やかに報告し、指示に従うこと。

(4) 業務従事者

ア 業務従事者を指揮監督する総括責任者を選任し、当院に報告すること。

イ 総括責任者は、当院と連絡を密にし、必要な報告を隨時行うこと。

ウ 業務従事者に対し、衛生面や接遇面に重点を置いた教育研修を行うこと。

エ 業務従事者は従事にふさわしい服装とし、常に名札を着用すること。

オ 業務を円滑に実施するため必要な人員を配置し、欠員が生じた場合には代替要員を確保するなどの措置を講ずること。

カ 事業者は業務従事者がB型肝炎、風疹、麻疹、流行性耳下腺炎（ムンプス）、水痘等のワクチンを接種するよう努めること。

キ 事業者は作業中の安全衛生の管理に努め、業務従事者の健康管理を始め、感染防止等に万全を期すこと。

ク 当院が実施する消防訓練、その他管理上必要な事業について、可能な範囲で協力すること。

8 経費負担

ア 事業の遂行にあたって必要となる経費については、事業者の負担とする。

イ 貸付場所に係る光熱水費負担金の算出方法は以下のとおりとする。

【光熱水費】

全体の使用料金×（貸付面積／延床面積）＝光熱水費負担金

※物件調書1, 2は電気、ガス及び上下水道を対象とし、物件調書3は電気のみを対象とする。

【参考】光熱水費：40,000円／月程度（上下水道を含む）

※上下水道は2か月ごとの請求とする。

9 売上金

- (1) 本事業の実施に伴う売上金は事業者に帰属する。
- (2) 事業者は毎月の売上金額（消費税を含む）を翌月10日までに報告すること。

10 その他

本要求水準書の内容に疑義が生じた場合、また定めのない事項については、協議により決定する。